

インフルエンサー活用観光情報発信業務 公募型プロポーザル実施要項

第1 目的

本要項は、「インフルエンサー活用観光情報発信業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

第2 業務概要

1. 業務名 インフルエンサー活用観光情報発信業務
2. 業務内容 インフルエンサー活用観光情報発信業務（詳細は「インフルエンサー活用観光情報発信業務 業務仕様書」のとおり）
3. 業務期間 契約締結の翌日から 2027(令和9)年3月12日まで

第3 予算額

本業務は、3,600,000円（諸税込）以内を委託予算とする。

第4 スケジュール

2026(令和8)年7月13日(月)	公募開始
2026(令和8)年7月22日(水)	質問書受付締切
2026(令和8)年7月28日(火)	質問書に対する回答
2026(令和8)年8月7日(金)	参加申込書等の提出締切
2026(令和8)年8月21日(金)【予定】	審査結果通知書の送付
2026(令和8)年8月28日(金)【予定】	契約締結

第5 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、企画提案書の提出締切時点で、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

1. 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
2. 参加申込者の所在地の区分に応じ、次に定める地方税等を完納していること。
 - ・久留米市内 県税、市税及び国民健康保険料（個人事業主に限る。）
 - ・久留米市以外の福岡県内 県税
3. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成30年法律第77号)第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

第6 参加手続き

1. 参加方法 3に示す提出書類の提出をもって本募集に応募したものとする。
2. 企画提案書等作成に関する質疑応答

質問期限：2026(令和8)年7月22日(水) 17時まで

質問方法：電子メール（宛先：welcome.kurume.fukuoka@gmail.com）

久留米観光コンベンション国際交流協会インフルエンサー活用観光情報発信業務担当宛
質問様式：任意（ただし、件名は「インフルエンサー活用観光情報発信業務委託 公募型プロポーザルに関する質問」とし、質問者の会社名、部署名、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを明記すること）

回答方法：質問者の名前を伏せた上で、電子メールで質問者全員に対して回答

3. 提出書類

以下のすべての書類とする。なお、提出書類に不備等があった場合は失格とみなす。

提出書類名		部数	備考
1	参加申込書	1	別紙様式 1
2	企画提案書 (※)	6	第 7 企画提案書作成方法を参照
3	価格提案書 (見積書)	1	様式任意
4	会社概要 (※)	6	様式任意
5	委任状		支店等に参加手続き等の委任を行う場合のみ別紙様式 2
6	納税 (滞納なし) 証明書 (※)	1	下記参照
7	役員等調書及び照会承諾書	1	別紙様式 3

※ 2 および 4 については、1 部にのみ社名を記載すること。

※ 6 については、参加申込期限から 3 ヶ月以内に発行されたものに限る。

[納税等証明書]

申請者区分に従って法人・個人別に○または△がついている証明を提出。

入札等権限を委任する場合、申請者区分は、**受任者の営業所の所在地**で考えること。

納税証明書 (参加申込者の法人・個人別、所在地区区分ごとの必要書類)

所在地区分			税区分	法人	個人
			税目		
市内	市外	県外	国税等	国税に未納がない証明 (納税証明書その 3 の 3)	国税に未納がない証明 (納税証明書その 3 の 2)
			福岡県税	福岡県税に未納がない証明	福岡県税に未納がない証明
	市内	市外かつ県内	久留米市税	久留米市税に滞納がない証明	久留米市税及び国民健康保険料に滞納がない証明
			久留米国保	国民健康保険	—

(例 1 : 市内・法人の場合、「国税等」「福岡県税」「久留米市税」の証明を提出)

(例 2 : 県外・法人の場合、「国税等」の証明を提出)

4. 参加書類の提出期限および提出先

提出期限 2026(令和 8)年 8 月 7 日(金) 17 時まで

提出方法 郵送または持参

持参の場合は、月曜日から金曜日の 10 時から 17 時までの間に提出すること。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限内に到着したものに限り受け付ける。消印は認めない。郵便事故等については、協会はその責めを負わない。

提出先 公益財団法人 久留米観光コンベンション国際交流協会 誘致広報課

インフルエンサー活用観光情報発信業務担当宛て

〒830-0031 福岡県久留米市六ツ門町 3-11-6F 代表電話番号 : 0942-31-1717

5. その他

- ・提出された企画提案書について、必要に応じて聴き取り調査を実施することがある。
- ・提出書類の作成、提出、聴き取り調査に係る経費は、応募者の負担とする。
- ・提出書類は返却しない。

第7 企画提案書作成方法

1. 様式等の形式

- (1) 表紙 「インフルエンサー活用観光情報発信業務企画提案書」と記載。
- (2) 様式 A4 版縦型・長辺綴じ
- (3) 文字 フォントサイズ 11 ポイント・横書き
- (4) 提出部数 6 部（正本 1 部、副本（社名、捺印無し） 5 部）
- (5) 制限枚数 表紙を含め 16 ページ以内とする。

2. 構成とポイント

- (1) 提案書は、「提案書の構成」で示す構成とすること。
- (2) 提案のポイントに留意し、文章で簡潔に記載すること。
- (3) 文章を補完するためにイメージ図又は図面等を使用して差し支えない。ただし、制限枚数の範囲に収めること。
- (4) 企画提案書については、必ず「提案書の構成」の各項目の番号を明記し、ページ番号を付けること。

「提案書の構成」

提案項目(評価項目)		提案内容(評価内容)	評価 配点
企画提案	1. 事業の実現性、企画力	・仕様内容を的確に捉え、実施内容等が提案書に明確に記載されているか。 ・ターゲットを想定し、来訪が期待できる内容となっているか。 ・事業スケジュールが適正で、実現性が高いと見込めるか。	10 点
	2. 観光 PR 動画の撮影・制作に関すること	・提案されたテーマ及び企画内容が、事業目的に適しているか。 ・観光 PR に適したインフルエンサーが選定され、起用の実現性が高いか。 ・適切な数値目標が設定されているか。 ・共同投稿による効果を最大化するために、くるめ女子旅の現状の課題を踏まえた改善案が提案されているか。	30 点
	3. SNS 広告の実施に関すること	・多くの利用者を誘導する広告提案がされているか。 ・適切な数値目標が設定されているか。	10 点
	4. シナジー効果を生み出すための連動的な情報発信施策に関すること	・協会等で指定したキーワード（グルメ、自然、ナイトコンテンツ、宿泊）を踏まえた上で、仕様書（業務の内容）中（1）（2）の提案と連動させ、委託業務全体の効果を高めると考えられる企画内容が提案されているか。	20 点
	5. 追加提案	・仕様書以外の内容で、有益な内容が提案されているか。	10 点
	6. 業務遂行体制及び実績	・担当者や責任者、関係者間での連携がとれ、かつ十分な知識やノウハウを基に円滑に業務を遂行できる体制が整っているか。 ・同種・類似業務の実績が十分にあるか。	10 点
価格提案		配点×（提案価格のうち最低価格／自社の提案価格） ※小数点第 1 位以下は切り捨て	10 点

※企画提案書の作成にあたっては、本プロポーザル業務仕様書をご参照ください。

第8 契約の相手方の特定

1. 特定方法

- (1) 企画提案書による書類審査のみとし、プレゼンテーションは実施しない。なお、必要に応じて提案内容の確認のために、聴き取り調査を行う場合がある。
- (2) インフルエンサー活用観光情報発信業務審査委員会において、提出された企画提案書を「提案書の構成」に記載ある評価内容に基づき、審査を行う。審査の結果、評価合計点数が最も高い者を受託候補者として特定する。ただし、評価点の合計点数が6割を上回る者が1提案もないと判断される場合、本プロポーザルを中止することがある。なお、合計点と同じ場合は、価格以外の項目の評価点が最も高い者を候補者とする。それでも決まらない場合は、審査委員毎の点数を勘案して、受託候補者として決定する。

2. 特定の取り消し

次の要件のいずれかに該当する場合には、特定を取り消すことがある。

- (1) 提出者が第5の参加資格を有すると偽った場合または参加資格を失った場合
- (2) 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合

第9 その他

1. 異議申立

参加者は、本プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

2. 賛助会員

本業務を受託した者は、久留米観光コンベンション国際交流協会の賛助会員（年会費一口1万円）に入会すること。すでに入会している者はこの限りではない。

第10 問い合わせ先

公益財団法人 久留米観光コンベンション国際交流協会 誘致広報課
担当：後藤（メールアドレス：welcome.kurume.fukuoka@gmail.com）